

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(平成26年10月)

家電リサイクルの質を担保していく観点から、国は、再商品化における部品及び材料の分離等に関する望ましい取組について、製造業者等に対してガイドラインを示すべき。

平成28年1月、「特定家庭用機器廃棄物の再商品化等について」を製造業者等へ周知

主な内容	第1 遵守すべき事項	第2 望ましい取組に係る事項
1. 再商品化等の実施	<p>原材料として回収する際に、鉄、アルミニウム、銅又はプラスチックが含まれているときは、分離した上で回収</p> <p>回収した有価物を第三者に譲渡する場合は、廃棄物と見なされないように留意</p> <p>フロン類の回収等を一定の取組に沿って適切に実施</p> <p>有害物質(水銀、砒素等)は適正に回収、処理</p> <p>再商品化等の状況等を月毎に管理し、確認</p>	<p>譲渡先以降のサプライチェーン全体を通じた廃棄物の減量及び回収物の品位向上のため、銅及びアルミニウムについての素材別に回収、プラスチックの種類別の分別回収等を行う。</p>
2. 譲渡先	<p>譲渡先の製品の部品又は原材料としての利用状況を譲渡契約を交わす際に確認し、譲渡契約締結後も少なくとも年1回確認</p> <p>全ての譲渡先への立入調査等の現地確認を計画的に実施</p>	<p>国内・海外を問わず、譲渡先の譲渡先や、さらにその譲渡先における利用方法等について可能な限り把握し、確認</p>
3. 作業環境・安全衛生	<p>労働安全衛生法の遵守状況について定期的に確認</p> <p>危険物、指定可燃物を消防法に基づき適切に保管</p>	<p>既存の規格を活用・参考にしつつ、環境や労働衛生に関する適切な管理体制を構築</p>
4. その他	<p>排出者等に対する普及啓発活動を積極的に実施</p>	<p>環境配慮設計への取組</p> <p>再商品化等実施者においても積極的な情報公開を実施</p>